

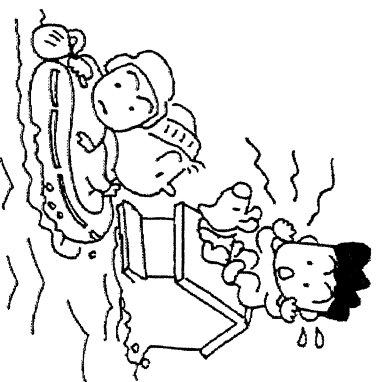
災害に見舞われた方々には 法律で救助が受けられます

突然、自然災害に見舞われた被災者は「想定外」の事態に直面します。「災害救助法」は、そうした被災者を応急的に救助しようとする法律です。

しかし、災害がもたらした事態は、多種多様で法律の想定を超えることがしばしば起きます。災害救助法は災害の種類、対象、費用の限度額などの基準を定めています。その基準では、

救助の実施が困難な場合は「特別基準」を認めています（災害救助法施行令第9条2項）。

被災者の生命と財産を守るのは国の責務です。全国対連は、被災者が日常生活で困っている「生の声」を行政に届け、事態の改善をはかるために活動しています。地元の被災者救援組織や全国対連に相談してください。



災害救助法で以下の救助が受けられます

災害救助法とは

一定規模以上の災害が起きた際、適用基準にもとづいて国が地方公共団体、日赤などと協力して、「応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること」を目的としています。（第1条）。

災害救助法にもとづく救助の実施は、都道府県知事が行い、市町村がこれを補助します（第2条）

- 食品・飲料水の供給
 - 生活必需品・学用品の給与
 - 医療の応急処置・助産の援助
 - 被災者の救出
 - 障害物の除去
 - 避難所等の設置
 - 応急仮設住宅の供与
 - 住宅の応急修理
- など

実施主体は都道府県、国が費用の一定割合を負担

災害救助法施行令（9条2項）

前項の厚生大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法および期間を定めることができる。

★詳しくは、被災地の自治体窓口におたずねください。

★り災証明は必ず受けましょう。納得いかない場合は、異議申立ても行えます。

私たちは①被災者の生活再建と住民本位の復興の支援

②被災者生活再建支援法の改善

③運動・情報の交流を目的に活動している全国組織です。

全国
災対連
とは

全国災対連

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4
全労連会館4階 全労連災対
TEL:03(5842)5611 FAX:03(5842)5620
E-mail: saigai-shien-kazen@zenkoku-saiten.jp

被災者生活再建支援制度で受けられる救助

制度の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(被災者生活再建支援法第1条)

対象となる世帯

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

支給額

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

- ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

申請先は市町村

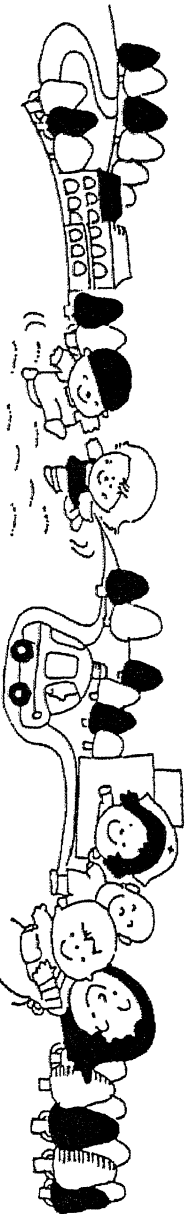


被災家屋の写真は必ず撮影しておいてください

- 全壊 → 住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
- 大規模半壊 → 住家の損害割合が40%以上、50%未満のもの。
- 半壊 → 住家の損害割合が20%以上、40%未満のもの。
- 一部損壊 → 住家の損害割合が1%以上、20%未満のもの。

※具体的には、屋根、外壁、基礎、内壁、床、柱、建具などをチェックし、それぞれの被害程度を数字で表し積算して判定します。

被災者の救助・支援は都道府県と市町村の責務
困っていることがあれば自治体窓口にご相談を



災害救助法で定められた救助 **その1**

食品の 給与

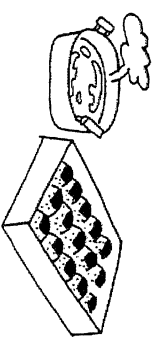
避難所に入っている人、全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない人に、炊き出しその他による食品が給与されます。

食品の限度額／1人1日あたり1,130円以内 (※)
期 間／災害発生の日から7日以内

飲料水の 供給

飲料水および炊事用の水が得られない人に、飲料水が供給されます。

限度額／当該地における通常の実費
期 間／災害発生の日から7日以内



生活必需品の 給与

全半壊(焼)、流失、床上浸水などで、被服、寝具その他の生活必需品をなくして、日常生活が困難になっている人に生活必需品が給与または貸与されます。

限度額／

区分	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯		5人世帯	
	全	半	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬
全	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900					
全	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800					
半	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600					
床上浸水		9,800	12,700	18,000	21,400					27,000

(※)

期 間／災害発生の日から10日以内

学用品の 給与



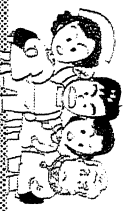
全半壊(焼)、流失、床上浸水により、学用品をなくした小中高校生に、教科書、文房具、通学用品が給与されます。

限度額／教科書および教科書以外の教材で教育委員会に届け出または承認を受けて使用している教材、正規の授業で使用している教材の実費 △文房具および通学用品は1人当たり小学生4,400円、中学生4,700円、高校生5,100円 (※)

医療の 応急処置

救護班が編成・派遣され、応急的な医療が提供されます。

限度額／<救護班>使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
<病院または診療所>国民健康保険診療報酬額以内
<施術者>協定料金の額以内
期 間／災害発生の日から14日以内



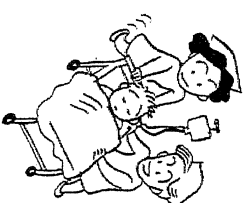
(※)2017年4月1日現在の金額。毎年変わります。

災害救助法で定められた救助 **その2**

被災者の救出

生命、身体が危険な状態の人、生死不明状態の人の救出がおこなわれます。

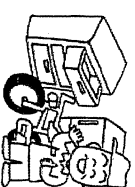
限度額／当該地域における通常の実費
期 間／災害発生の日から3日以内



障害物の除去

住宅や周辺に運ばれた障害物を、自力で除去できない人は援助されます。

限度額／1世帯当たり13万5,100円以内
期 間／災害発生の日から10日以内に完了すること

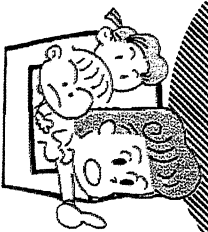


避難所の設置

被害を受けた人、災害を受けるおそれのある人のために学校や公民館などが避難所とされます。高齢者などの要援護者に対しては福祉避難所が設置されます。

限度額／＜基本額＞1人1日あたり320円以内
＜加算額＞冬季は、別に定める額を加算
＜福祉避難所＞当該する地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる
期 間／災害発生の日から7日以内

応急仮設住宅の供与



住宅が全壊、全焼、流出し、自らの資力では住宅を得られない人に応急仮設住宅が供与されます。

規 格／地域の実情、世帯構成に応じて広さを設定
限 度 額／1戸当たり551万6,000円以内
同 一 敷 地 内 に 500 戸 以 上 を 設 置 し た 場 合 は、 集 会 な ど に 利 用 す る 施 設、50 戸 未 満 で も 小 規 模 施 設 を 設 置 で き る
期 間／震災発生の日から20日以内着工
供与期間／最高2年以内
民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする

住宅の応急修理

住家が半壊(焼)し、自らの資金で応急修理できない人、大規模な補修をしなければ居住が困難な程度に半壊(焼)した人のために応急修理がおこなわれます。

限度額／居室、炊事場、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分
1世帯当たり57万4,000円以内
期 間／災害発生の日から1か月以内に完了すること